

証券税制に係る確定申告と社会保険料について②

前回のvol613において、「申告不要を選択するか否か」又は「所得税と住民税で異なる課税方式を選択するか否か」で税金や社会保険料が変化することについて解説させていただきました。今回は更に踏み込んで申告された所得が各制度に与える影響につきより具体的に見ていくこととします。

社会保険料計算における住民税の「合計所得金額」「国保の旧ただし書所得」「課税所得」の使い分けの確認

現在の制度においては、例えば、所得税や住民税の配偶者控除や扶養控除の判定、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険の保険料計算の基礎となる金額、又は現役並み所得者として医療保険が3割負担となる基準として採用する金額が一括化されておらず、そのことが納税者を混乱させる原因になっているものと思われます。そこで今回はこれらの計算に使用される所得である「合計所得金額」「国保の旧ただし書所得」「課税所得」について見ていくこととします。これらの所得は所得税の所得ではなく**住民税の計算上の所得**であることに注意してください。

(例) 給与収入・年金収入と株式・配当金収入がある場合(過年分からの株式の繰越損失あり)

番号		算式	項目
①	+	-	給与収入又は年金収入等
②	▲	-	必要経費(給与所得控除又は公的年金控除)
③		①-②	総合課税の所得金額
④	+	-	株式等に係る譲渡所得金額(注)
⑤	+	-	配当・分配金等の金額(注)
⑥		④+⑤	株式等の分離課税の所得金額
⑦		③+⑥	合計所得金額
⑧	▲	-	株式の繰越損失
⑨	▲	-	基礎控除(住民税33万円)
⑩		⑦-⑧-⑨	国保の旧ただし書所得
⑪	▲	-	人的控除等の所得控除(配偶者控除・医療費控除)
⑫		⑩-⑪	課税所得

合計所得金額

所得控除や株式の繰越損失の控除**前**の金額となります。

所得税や住民税の配偶者控除や扶養控除の判定、介護保険料(65歳以上)の保険料の段階設定に使われます。

国保の旧ただし書所得

特徴は株式の繰越損失の控除**後**の金額で、かつ所得控除のうち基礎控除のみを控除した金額となります。

後期高齢者医療保険や国民健康保険(64歳までの介護保険を含む)の保険料計算はこの金額に一定の率を乗じて計算をします。

課税所得

実際に住民税が課税される所得金額です。後期高齢者医療保険等の窓口負担が3割となる現役並み所得者の判定はこの金額で行います。

(注) 株式等に係る譲渡所得(特定口座の源泉徴収あり)及び配当等は申告不要を選択したときは計算する必要なし

1. 配偶者控除及び扶養控除の判定(所得税・住民税) ⇒ **合計所得金額**が38万円以下

2. 個人住民税の非課税

① 均等割・所得割ともに課税されない者 ⇒ **合計所得金額** ≤ 35万円 × (本人+控除対象配偶者+扶養親族の人数) + 21万円

(注) 上記「35万円」「21万円」については地域により金額が変わりますので必ずご確認ください。

(注) 上記扶養親族の人数には年少扶養(現行法では扶養控除の対象外の16歳未満の扶養)も含まれます。下記2も同じ。

② 所得割が課税されない者 ⇒ **総所得金額** ≤ 35万円 × (本人+控除対象配偶者+扶養親族) + 32万円

(注) **総所得金額**等とは上記の例の場合「合計所得金額から株式の繰越損失を控除した後の金額」をいいます。**基礎控除の控除前**の金額です。

3. 後期高齢者医療保険の保険料計算(都道府県により異なります)

(大阪府・平成29年度) 均等割額51,649円 + **国保の旧ただし書所得** × 10.41% (上限額57万円)

4. 国民健康保険の保険料計算(各市区町村により異なります) … 大阪市(平成29年度)の例(下記①+②+③の金額)

① 医療分保険料 平等割 32,896円 + 均等割 (20,583円 × 加入者数) + **国保の旧ただし書所得** × 8.18% (限度額54万円)

② 後期高齢者支援金分保険料 平等割 11,421円 + 均等割り (7,147円 × 加入者数) + **国保の旧ただし書所得** × 2.83% (限度額19万円)

③ 介護分保険料 平等割 10,264円 + 均等割り (8,678円 × 加入者数) + **国保の旧ただし書所得** × 2.82% (限度額16万円)

(注) 介護分保険料は加入者の中に40歳から64歳の方がいる世帯のみにかかります。

5. 介護保険料(各市区町村により異なります)

65歳以上の介護保険料は、**合計所得金額**を基準として負担すべき保険料を段階別に設定しています。

6. 現役並み所得者の判定

現役並み所得者に該当すると後期高齢者の方は医療機関での窓口負担が1割から3割に、国民健康保険加入者(70歳から74歳の方)に限るは2割から3割になります。原則として世帯内に**課税所得**が145万円以上の被保険者がいる場合に対象になりますが、該当した場合にも収入等による再判定により対象から外れる可能性がありますので、各市区町村にて確認してください。

(担当: 松原 健司)